

簡易宿所

法…旅館業法、令…旅館業法施行令、規…旅館業法施行規則、条…東京都板橋区旅館業法施行条例、区細…東京都板橋区旅館業法施行細則

審査項目	基準	根拠	審査内容等
<p>簡易宿所営業について</p>	<p>この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。</p> <p>この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前項を利用することをいう。</p>	<p>法第2条第3項</p> <p>法第2条第5項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、反復継続の意志をもち、かつその行為が社会性を有して行われればすべて適応されます。ただし、労働基準監督署の監督を受ける宿泊施設及び住宅宿泊事業法上の届出施設は適用外となります。 • 宿泊料、室料は、金銭又は、現物等の名称のいかんを問わず宿泊の代価に当たるものを徴収することをいい、宿泊に関し宿泊の代価の全部または一部を徴収する場合は、すべて含まれます。ただし、極低廉な食事代の実費または社会通念上食事代と考えられる額のみ徴収するものは適用外です。 • 利用者が自己の寝具を持参して使用する場合も、「寝具を使用して」に該当し、法の適用を受けます。 • 時間単位で利用する施設であっても寝具を使用する限りは適用されます。 • いわゆるウィークリーマンション等については、施設の経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が経営者にあると社会通念上認められ、利用の期間(おおむね1か月未満)、目的等からみて、宿泊者が宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則としている場合、旅館業法の適用対象施設となります。 • 船舶、車両等は、本来運航(行)とするものであって、その主要な用途が運航(行)に供されている限り旅館業法は適用されません。

審査項目	基準	根拠	審査内容等
許可	旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(特別区にあつては区長)の許可を受けなければならない。ただし、「旅館・ホテル」又は「簡易宿所」の許可を受けた者が、当該施設で「下宿」を営もうとする場合は、この限りでない。	法第3条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 板橋区保健所長委任規則により保健所長の許可となります
申請者	<p>申請者が下記の各号に該当するときは、許可されない場合がある。</p> <p>1 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者(精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)</p> <p>2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>4 法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。)</p> <p>6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>7 法人であつて、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>8 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>法第3条第2項</p> <p>法第3条第2項第1号 規第1条の2</p> <p>法第3条第2項第2号</p> <p>法第3条第2項第3号</p> <p>法第3条第2項第4号</p> <p>法第3条第2項第5号</p> <p>法第3条第2項第6号</p> <p>法第3条第2項第7号</p> <p>法第3条第2項第8号</p>	<p>法第8条の規定とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業者が旅館業法上の処分に違反し、許可を取り消された場合 営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が次に掲げる罪を犯したことにより許可を取り消された場合 <p>刑法第174条、第175条又は第182条の罪 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する罪 売春防止法第2章に規定する罪 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律第2章に規定する罪</p> <p>等</p>

審査項目	基準	根拠	審査内容等
場所	<p>許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときは、許可されない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法第1条に規定する学校(大学は除く)及び認定こども園法[※]第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 ・ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く) ・ 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設 ・ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校の教育課程に相当するもの。 ・ 図書館法第2条第1項に規定する図書館 ・ 博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、板橋区規則で定めるもの。[※] 	<p>法第3条第3項</p> <p>法第3条第3項第1号</p> <p>法第3条第3項第2号</p> <p>法第3条第3項第3号</p> <p>条第2条第1号</p> <p>条第2条第2号</p> <p>条第2条第3号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね100mとは、110メートル程度です。教育施設等との距離は、その敷地から旅館の敷地までの最短距離とします。 <p>※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p> <p>※ 区細則第8条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東板橋野球場 (板橋3-50-1) 2 少年サッカー場 (高島平2-24-2) 3 熱帯環境植物館 (高島平8-29-2) 4 郷土資料館 (赤塚5-35-25) 5 赤塚少年運動場 (赤塚5-6-1) 6 教育科学館 (常盤台4-14-1) 7 板橋区立公園の名称、位置及び区域等に定める区立公園

許可申請書について

審査項目		基準	根拠	審査内容等
申請書 記載事項書 等 添付書 類 手数料	申請書	1. 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名) 2. 営業施設の名称及び所在地 3. 営業の種別 4. 営業施設が第5条第1項に該当(季節的な営業など)するときは、その旨 5. 営業施設の構造設備の概要 6. 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	規第1条第1項第1号 規第1条第1項第2号 規第1条第1項第3号 規第1条第1項第4号 規第1条第1項第5号 規第1条第1項第6号	<ul style="list-style-type: none"> 「簡易宿所営業」と記入してください ※旅館を譲受けによって経営しようとする場合、第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。 該当しない旨の申告書を添付してください。法人の場合は、明確に業務を行わないとわかる取締役以外は、取締役全員の申告書を添付してください。財団法人、特殊法人等の場合代表者の他に業務を行う理事、役員についても添付してください。
	添付書	<ul style="list-style-type: none"> 当該旅館を中心として半径300m以内の住宅、道路、学校などの見取り図 建物の配置図、各階平面図、正面図、及び側面図 客室にガス設備を設ける場合は、その配管図 法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書 	区細第3条第2項第1号 区細第3条第2項第2号 区細第3条第2項第3号 区細第3条第2項第4号	<ul style="list-style-type: none"> 見取図は、営業施設の他に法第3条第3項の施設の位置、主要道路、建物等を記載したもの、この場合教育施設等からの距離を記入してください。 ガスの元栓を明記してください。
	類	<ul style="list-style-type: none"> ※旅館を譲受けによって経営しようとする場合 構造設備に変更がない場合に限り、当該図面を省略することができる 当該旅館を譲り受けたことを証する書類 	規第1条第2項 区細第3条第2項第5号	<ul style="list-style-type: none"> 配置図等は省略できますが、各階平面図は添付してください。
	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 11,000円 		<ul style="list-style-type: none"> 申請時に必要です。
許可事項変更届 について	<p>申請書に記載した事項(営業の種別を除く)を変更したときは、10日以内にその営業施設所在地を管轄する都道府県知事(板橋区長)にその旨を届け出なければならない。</p> <p>1. 営業者の住所、氏名の変更</p> <p>2. 施設の名称の変更</p> <p>3. 増改築等による変更</p> <p>(※ 旅館・ホテル営業に変更する場合は新規許可となります。)</p>	規第4条	<ul style="list-style-type: none"> 板橋区保健所長委任規則により保健所長への届出となります。 改姓、改名、法人事務所所在地及び代表者の変更です。法人の代表者の変更は、登記事項証明書により確認させていただきます。 譲渡の場合及び承継手続きを行わない場合は新規許可となります。 施設の移動は新規許可となります。 町名変更、廃置分合による変更については必要ありません。 構造設備が著しく変更されていて、構造設備が同一性を失っていると認められる場合は新規許可です。 施設のおおむね50%以上の改築又はおおむね100%以上の増築及び改築の場合は新規許可となります。 	

承継承認申請書

審査項目		基準	根拠	審査内容等
相続による承継	申請書記載事項	<p>営業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事(板橋区長)に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>1. 申請者の住所、氏名、生年月日並びに被相続人との続柄 2. 被相続人の氏名及び住所 3. 相続開始年月日 4. 施設の名称及び所在地 5. 法第3条第2項各号(第7号を除く)に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p>	<p>法第3条の3 規第3条</p> <p>規第3条第1項第1号 規第3条第1項第2号 規第3条第1項第3号 規第3条第1項第4号 規第3条第1項第5号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 板橋区保健所長委任規則により保健所長への申請となります。 被相続人死亡後、60日以内に承認申請をしてください。
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し 同意書 	<p>規第3条第2項第1号 規第3条第2項第2号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書が必要です。
	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 7,400円 		
合併による承継	申請書記載事項	<p>営業者たる法人の合併の場合において当該合併について都道府県知事(板橋区長)の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は営業者の地位を承継する。</p> <p>1. 合併により消滅する法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名 2. 合併後存続する法人又は合併により設立される法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名 3. 合併予定年月日 4. 施設の名称 5. 施設の所在地 6. 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容</p>	<p>法第3条の2</p> <p>規第2条第1項第1号 規第2条第1項第1号 規第2条第1項第2号 規第2条第1項第3号 規第2条第1項第3号 規第2条第1項第4号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 板橋区保健所長委任規則により保健所長への申請となります。 合併登記前に法人の合併の承認を受けなくてはなりません。登記後に承認申請がなされた場合は、新規許可となります。
	添付書類	<p>合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款または寄付行為の写し</p>	<p>規第2条第2項</p>	
	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 7,400円 		<ul style="list-style-type: none"> 申請時に必要です。

審査項目	基準	根拠	審査内容等
分割による承継	<p>申請書記載事項</p> <p>営業者たる法人の分割の場合において当該分割について都道府県知事(板橋区長)の承認を受けたときは、分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 分割前の法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名 分割により旅館業を承継する法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名 分割の予定年月日 施設の名称 施設の所在地 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容 	<p>法第3条の2</p> <p>規第2条第1項第1号</p> <p>規第2条第1項第1号</p> <p>規第2条第1項第2号</p> <p>規第2条第1項第3号</p> <p>規第2条第1項第3号</p> <p>規第2条第1項第4号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 板橋区保健所長委任規則により保健所長への申請となります。 分割登記前に法人の分割の承認を受けなくてはなりません。登記後に承認申請がなされた場合は、新規許可となります。
	<p>添付書類</p> <p>承継する法人の定款または寄付行為の写し</p>	<p>規第2条第2項</p>	
	<p>手数料</p> <p>・ 7,400円</p>		<ul style="list-style-type: none"> 申請時に必要です。

構造設備基準

審査項目	基準	根拠	審査内容等
客室	<p>客室の延床面積は、33㎡(法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。</p> <p>客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。</p> <p>多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の合計床面積の合計は、客室の合計延床面積の1/2未満とすること。</p> <p>・1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。</p> <p>・客室の合計延床面積は、前項の規定により算定した各客室の規則で定める構造部分の合計床面積を合計した面積とする。</p> <p>収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造とすること。</p>	<p>令第1条第2項第1号</p> <p>条第9条第1項1号</p> <p>条第9条第1項第3号</p> <p>区細第12条第1項</p> <p>区細第12条第2項</p> <p>条第9条第2項 (条第7条2号ウ)</p>	<p>・面積は、内法で測定します。</p> <p>・宿泊者が通常立ち入る部分の面積であり、宿泊者が立ち入らない部分である押入れ、床の間等は含みません。</p>
寝台	<p>階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。</p>	<p>令第1条第2項第2号</p>	<p>・階層式寝台とは、いわゆる汽車式寝台を指すものであって、階層の部分が中2階的に広がって何人も並んで就寝のできるようなものは認めません。これは、狭い面積に多人数を収容し、衛生上及び危害予防上好ましくないことによります。</p>
玄関帳場等	<p>宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。ただし、次のア及びイのいずれにも該当し、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの設備を設けることは要しない。</p> <p>ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</p> <p>イ 事故が発生した時その他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p>	<p>条第9条第1項第4号</p>	<p>・原則、営業者と宿泊しようとする者が必ず応接できる構造としてください。営業者とまったく応接せず客室に自由に入出りできる構造は、認めません。</p> <p>・玄関帳場等に代替する機能を有する場合はこれらの設備は不要です。その場合、以下の措置を講じてください。</p> <p>(1)管理事務所等において宿泊者と直接面接を行い、宿泊者名簿の記載を行うこと。</p> <p>(2)ビデオカメラ等において宿泊者の出入りの状況が確認できること。</p> <p>(3)管理事務所等から営業施設まで職員が宿泊者に付き添って案内し、職員が解錠のうえ、宿泊者に鍵を引き渡すこと。</p> <p>(4)宿泊者が複数人に及ぶ場合には、宿泊者相互間の面識を持たせること。</p> <p>(5)緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、原則徒歩10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとること。</p>

審査項目	基準	根拠	審査内容等
寝具	宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。	条第9条第2項 (条第7条第3号)	
換気	適当な換気設備を有すること。	令第1条第2項第3号	・ 換気は、窓その他直接外気に通ずる換気口又は、換気設備が必要です。
採光及び照明	適当な採光、照明設備を有すること。 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。	令第1条第2項第3号 条第9条第2項 (条第7条第2号イ)	
防湿	適当な防湿及び排水の設備を有すること。 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。	令第1条第2項第3号 条第4条第3号	
浴室・浴槽	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適正な位置に設けること。 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。 ・ ろ過器は十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。 ・ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 ・ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。	令第1条第2項第4号 条第9条第2項 (条第7条第4号ア) 条第9条第2項 (条第7条第4号イ) 条第9条第2項 (条第7条第4号ウ) 条第9条第2項 (条第7条第4号ウ(ア)) 条第9条第2項 (条第7条第4号ウ(イ)) 条第9条第2項 (条第7条第4号ウ(ウ))	・ 旅館業の浴場は、旅館業法の適用を受ける施設であるので、公衆浴場法の許可は必要ありません。ただし、入浴させる対象が宿泊者に対する入浴提供の範囲を超える場合、及び経営の目的は宿泊者のみを対象とする場合であっても宿泊者以外の者の入浴行為が反復継続する事実が客観的に認められる場合は、公衆浴場の適用を受けます。 ・ ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有するものにしてください。 ・ 集毛器は毎日清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造のものにしてください。 ・ 逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましく、逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が日常管理の中で容易に行える構造としてください。 ・ 打たせ湯等は、利用者が湯水を直接鼻から吸い込んだり、飛まつを吸引する可能性が高いため、レジオネラ属菌汚染のリスクの高い循環浴槽水を打たせ湯等に使用することを禁止します。従って循環浴槽水を浴槽水面の上部から補給する方式についても利用者が打たせ湯のように使用する危険性がある場合は、禁止します。

審査項目	基準	根拠	審査内容等														
浴室・浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 ・ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 ・ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 	<p>条第9条第2項 (条第7条第4号エ(エ))</p> <p>条第9条第2項 (条第7条第4号ウ(オ))</p> <p>条第9条第2項 (条第7条第4号ウ(カ))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないでください。これは、オーバーフロー溝を含めた回収槽の系統全体は、衛生管理が非常に困難であり、レジオネラ属菌発生の温床となる可能性が高いこと、及びオーバーフロー水の再利用が新鮮な湯の補給の妨げになり、浴槽水中の水質の悪化につながる等理由から、回収槽を設けることを禁止します。 ・ 循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引することのないよう、飲用禁止の表示や入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講じてください。 ・ 気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は、取入口にフィルターを設置してください。 ・ 循環水取入口は、目皿等を設置することにより、吸込事故を防止する構造としてください。また、管理者は、取入口の流速について定期的に確認してください。 														
洗面設備	<p>宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>共同洗面所を設ける場合には、その設備の給水栓は、適当な数を有すること。</p>	<p>令第1条第2項第5号</p> <p>条第9条第2項 (条第7条第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者の利用しやすい場所に設置してください。また、共同洗面所の給水栓の数については、以下の個数を設けるよう努めてください。 <table border="1" data-bbox="1241 880 2088 1020"> <tr> <td>合計定員</td> <td>5人以下</td> <td>6～10人</td> <td>11～15人</td> <td>16～20人</td> <td>21～25人</td> <td>26人～30人</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計定員が31人以上の場合 30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を6に加算した数 	合計定員	5人以下	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26人～30人	数	1	2	3	4	5	6
合計定員	5人以下	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26人～30人											
数	1	2	3	4	5	6											
便所	<p>適当な数の便所を有すること。</p> <p>便所は宿泊者の利用しやすい位置に設け、収容定員に応じ、適当数を有することとし、共同便所を設ける場合には、男子用、女子用に分けて、適当数を備え付けること。</p>	<p>令第1条第2項第6号</p> <p>条第9条第2項 (条第7条6号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便所を付設していない客室を有する階には共同便所を設けてください。また、共同便所の便器の数については、以下の個数を設けるよう努めてください。 <table border="1" data-bbox="1288 1191 2058 1351"> <tr> <td>合計定員</td> <td>5人以下</td> <td>6～10人</td> <td>11～15人</td> <td>16～20人</td> <td>21～25人</td> <td>26人～30人</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計定員が31人以上300人以下の場合 30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を7に加算した数 ・ 合計定員が301人以上の場合 300人を超えて20人(20人に満たない端数は、20人とする。)を増すごとに1を34に加算した数 	合計定員	5人以下	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26人～30人	数	2	3	4	5	6	7
合計定員	5人以下	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26人～30人											
数	2	3	4	5	6	7											

審査項目	基準	根拠	審査内容等
調理場 (設ける場合)	調理場を設ける場合は、次の構造設備の基準によること。 ア 宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、構造設備については、食品衛生法第51条の規定に基づく飲食店営業の施設基準に適合するものとする。こと。 イ 共同自炊用の調理場は、宿泊者の自炊の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、適当な調理設備を備え付けること。	条第9条第2項 (条第7条第1号) (条第7条第1号ア) (条第7条第1号イ)	
ガス設備 (設ける場合)	客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。 ・ 専用の元栓を有すること。 ・ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。	条第9条第2項 (条第7条第5号) (条第7条第5号ア) (条第7条第5号イ)	
飲用水			・ 井戸水を飲用等に使用する施設は、消毒装置を設置するなど衛生確保に努めるとともに、水道法に基づく水質を保ってください。

特例

審査項目	基準	根拠	審査内容等
	旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別な事情があるものであって、規則で定めるものについては、それぞれ該当各号に掲げる基準を適用しないことができる。 1. キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 2. 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの 3. 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 4. 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設	令第2条 規第5条 規第5条第1項第1号 規第5条第1項第2号 規第5条第1項第3号 規第5条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節的営業の営業期間は、原則として3ヶ月以内です。特例の規定を適用しないことやむを得ない施設については、例外として年間9ヶ月まで認めます。 ・ 建築基準法、消防法上適合しないことのみでは、季節的旅館ではありません ・ この許可にあたっては、関係機関の意見や地域特性を考慮し、総合的に判断します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ この緩和規定は、設備の様式、構造の水準及び設置数の緩和を意味し、その設備の設置を全く欠くことを許可するものではありません。 <p>※ 基準の特例については、個別に対応します。</p>